令　和　２　年　度

監　査　年　間　計　画

令和２年２月

（令和２年６月変更）

（令和２年８月変更）

福 岡 市 監 査 委 員

目　　次

１　目的 ･･ Ｐ１

２　重点的な取組み ･･････････････････････････････････ Ｐ１～２

(1) 効果的な監査の推進 ･･････････････････････････････ Ｐ１～２

(2) 業務改善支援の推進 ･･････････････････････････････ Ｐ２～３

３　実施する監査の種類及び対象等 ･･････････････････････ Ｐ３～４

(1) 監査 ･･ Ｐ３～４
　ア　定期監査
　イ　行政監査
　ウ　財政援助団体監査
　エ　出資団体監査
　オ　公の施設の指定管理者監査

(2) 検査 ･･ Ｐ４

(3) 審査 ･･ Ｐ４～５
　ア　決算審査
　イ　基金運用状況審査
　ウ　健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率の審査

４　その他 ･･ Ｐ５

別表 ･･ Ｐ６～11

令和２年度　監査年間計画

１　目的

福岡市監査基準に基づき，監査（検査及び審査を含む。）を効率的かつ効果的に実施するため，監査年間計画を策定する。

２　重点的な取組み

令和２年度は以下の項目について重点的に取り組む。

(1) 効果的な監査の推進

ア　合規性，正確性の視点による監査

① リスクアプローチによる監査の強化

監査対象部局や対象団体の業務内容，施設毎の指定管理業務の内容を確認し，過去の監査結果の指摘等を踏まえて，事務処理の傾向からリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を想定した上で，リスクの高いものに対しては，それに沿ったより具体的な重点事項・着眼点を定めて監査を実施する。

また，内部統制制度と連携し，内部統制評価部局によるチェックシート等を活用して，内部統制の整備・運用状況を踏まえた実地監査を実施する。

② 改善につながる監査の推進

複数の部局や団体で同様の事務処理ミスが見受けられる場合などにおいて，その原因がルールや制度自体の不備によると考えられるときは，個々の事務処理ミスの指摘にとどまらず，ルール等を所管する部署に対して業務の見直しや改善につながる意見を提出する。

区役所の定期監査において，課を共通して抽出し，７区に共通する事務の課題を把握することで，事務処理ミスの発生原因を含めて，深く掘り下げた監査を実施するなど，業務の改善につながる監査を推進する。

③ 各種監査の相互連携

定期監査結果や行政監査，包括外部監査結果に対する措置状況を確認し，必要に応じて他の監査の重点事項・着眼点に反映させるなど，相互の連携を深めて監査を実施する。

イ　３Ｅ※の視点による監査

※３Ｅ…経済性（Economy），効率性（Efficiency），有効性（Effectiveness）

①　３Ｅの視点による財務監査等の推進

事務監査においては，成果品は有効に活用されているか，物品等の購入数量は合理的かなど，３Ｅの視点から監査を実施する。

工事監査においては，経済的な工法や単価を採用しているか，建設した施設は有効に活用されているかなど，３Ｅの視点から監査を実施する。

②　公の施設の指定管理者監査の充実

所管課によるモニタリングの実施状況及びその結果の活用状況を確認し，指定管理者に対する指導監督やその効果について監査するとともに，３Ｅの視点から市民サービスの向上につながるような業務の改善点などがあれば意見を提出する。

また，利用者の安全に関わることなどを含め，施設を利用する市民の立場から各団体を横断的にチェックする重点事項を設定して監査を実施する。

(2)　業務改善支援の推進

ア　各局区等のフォローアップ

①　監査結果のフォローアップの充実

事務監査においては，前年度の定期監査結果に基づく措置状況等を踏まえて対象課及び対象事項を抽出し，指摘事項等の改善状況などを実地監査の中で確認するフォローアップ監査を実施する。

工事監査においては，前回の監査でミスが確認された案件と同様の工事等を抽出し，改善状況を確認するフォローアップを実施する。

従来の指摘事項に基づく措置状況の報告に加え，指摘に至らない注意・改善を要する指導事項についても改善状況の報告を求め，指摘等を行った後は，指摘を受けた対象課への研修の実施，措置状況等の確認，フォローアップの実施など連続した取組みにより，実効性ある業務改善サイクルの定着を図る。

②　内部統制推進部局等との連携強化

監査結果に対する措置状況の取りまとめ並びに内部統制の推進及び評価を所管する総務企画局行政部や，制度等の所管部局との間で監査結果による業務改善の状況等や内部統制の整備上及び運用上の不備等について意見交換や情報共有等を行い，業務の改善につなげる。

イ　各局区等に対する業務改善支援

①　自主的な業務改善に対する支援強化

各局区等が行う研修へ講師として職員を派遣し，監査の視点から研修を行うとともに，その中で組織の内部統制（チェック体制）の必要性・重要性について注意喚起を行い，組織的な業務改善がなされるよう支援する。

また，監査結果を踏まえた研修を，より効果的なものとするため監査の期毎に実施する。

指定管理者制度の所管である総務企画局行政マネジメント課が行う研修への情報提供などを通じて，制度の適切な運営を支援する。

② 監査結果データの拡充

過去の監査結果に係るデータベースや「誤りやすい事例集」の内容の充実を図り，全庁ＯＡに掲載して情報提供を行うことにより各局区等の業務改善を支援する。

３　実施する監査の種類及び対象等

令和２年度に実施する監査の種類は，次のとおりとする。

また，監査対象局区等及び団体，各種監査等の実施予定時期等は別表のとおりとする。

(1) 監査

ア　定期監査

①　事務監査

○　原則として全局区等を対象に局別監査を実施する（課単位では３年に１回の実施）。ただし，行政委員会（教育委員会を除く）については，３年に１回の実施とする。

○　令和２年度は，２２局区等を対象に，支出，契約等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかなどについて監査を実施する。

○　監査に当たっては，各期の実施計画において，対象部局の業務内容や行財政上の課題等を勘案のうえ，複数の局区等を横断して，また，対象の部ごとに重点的に監査を実施する事項を設定する。

②　工事監査

○　原則として全局区等を対象に局別監査を実施する（課単位では２年に１回の実施）。

○　令和２年度は，１８局区を対象に，計画から維持管理までの各工程を着眼点とし，抽出した工事等が適正かつ効率的に行われているかなどについて監査を実施する。

○　監査の対象は，契約金額が２５０万円を超える工事等とし，その中から抽出して監査を実施する。なお，契約金額が２５０万円以下の小規模工事等監査については，テーマを設定し監査を実施する。

○　監査に当たっては，各期の実施計画において，対象部局の業務内容や行財政上の課題等を勘案のうえ，複数の局区等を横断して重点的に監査を実施する事項を設定する。

イ　行政監査

○　令和２年度は，次年度以降の実施方法の検討及びテーマ選定等について，他都市の状況等を踏まえ，調査，研究を行う。

ウ　財政援助団体監査

○　本市からの「補助金」，「交付金」，「負担金」及び「派遣職員の人件費」の合計額が過去３か年連続して 3,000 万円以上の団体を対象に事務監査を実施する。

○　原則として４年に１回の実施とする。

○　令和２年度は，１団体を対象に，財政的援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか，市の指導監督が適切に行われているかなどについて監査を実施する。

エ　出資団体監査

○　市が出資している団体で出資比率が２５％以上の団体を対象に事務監査及び工事監査を実施する。

○　原則として３年又は４年に１回の実施とする。

○　令和２年度は，７団体を対象に，出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行が，適正かつ効率的に行われているか，市の指導監督が適切に行われているかなどについて監査を実施する。

オ　公の施設の指定管理者監査

○　原則として，指定管理者の指定管理期間中に１回は事務監査を実施する。

○　令和２年度は，１１団体を対象に，指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施する。

○　指定管理者による契約内容の実施状況及びこれに係る所管局の指導監督の実態について，その募集・選定から協定書締結までの一連の手続きと併せて，監査を実施する。

(2) 検査

ア　例月出納検査

会計管理者及び公営企業管理者等が保管する現金の毎月の出納について，現金の有高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに，現金の出納事務が適正に行われているかについて検査を実施する。

(3) 審査

ア　決算審査

一般会計，特別会計及び公営企業会計の決算について，決算書及び付属書類の計数の正確性を検証するとともに，適正かつ効率的に予算の執行及び事業の経営が行われているかについて審査を実施する。

イ　基金運用状況審査

地方自治法に規定する基金について，基金の運用状況に関する調書の計数の正確性を検証するとともに，基金の運用が適正かつ効率的に行われているかについて審査を実施する。

ウ　健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率が適正に算定されているかについて審査を実施する。

4　その他

本計画に定める監査のほか，監査を実施する必要が生じた場合は，その都度，別途，計画を策定のうえ実施する。

別表　監査対象局区等及び団体，各種監査等の実施予定時期等

【定期監査】

（事務監査 22局区等）

担当課	実施期	対　象　局　区　等	監査実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	総務企画局	令和2年10月から同3年1月までの間	前回監査の属する月の初日から監査日まで	令和2年8月末日 ※ただし，職員配置等は令和2年9月1日 区役所については令和2年7月末日 ※ただし，職員配置等は令和2年9月1日
		財政局			
		道路下水道局			
		消防局			
		交通局			
		市長室			
		市民局			
		環境局			
		農林水産局			
		住宅都市局			
		港湾空港局			
		東区役所			
		博多区役所			
		中央区役所			
		南区役所			
		城南区役所			
		早良区役所			
		西区役所			
		水道局			
		人事委員会事務局			
		監査事務局			
		議会事務局			

（工事監査 18局区）

<table>
<tr><th>担当課</th><th>実施期</th><th>対 象 局 区 等</th><th>監査実施予定時期</th><th>監査対象期間</th><th>資料作成基準日</th></tr>
<tr><td rowspan="18">工事監査課</td><td rowspan="18">第1期</td><td>総務企画局 ○</td><td rowspan="18">令和2年8月から
同3年1月までの間</td><td rowspan="5">平成30年4月1日から
令和2年3月31日まで

なお，○マークは，
平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで

※ただし，道路下水道局
下水道施設部は，
平成29年4月1日から
令和2年3月31日まで</td><td rowspan="5">令和2年3月末日
※ただし，職員配置等は
令和2年4月1日</td></tr>
<tr><td>財政局 ○</td></tr>
<tr><td>道路下水道局</td></tr>
<tr><td>消防局 ○</td></tr>
<tr><td>交通局</td></tr>
<tr><td>市民局</td><td rowspan="13">平成30年8月1日から
令和2年6月30日まで

なお，▽マークは，
令和元年7月1日から
同2年6月30日まで</td><td rowspan="13">令和2年6月末日
※ただし，職員配置等は
令和2年7月1日</td></tr>
<tr><td>環境局 ▽</td></tr>
<tr><td>農林水産局 ▽</td></tr>
<tr><td>住宅都市局 ▽</td></tr>
<tr><td>港湾空港局</td></tr>
<tr><td>東区役所</td></tr>
<tr><td>博多区役所</td></tr>
<tr><td>中央区役所</td></tr>
<tr><td>南区役所</td></tr>
<tr><td>城南区役所 ▽</td></tr>
<tr><td>早良区役所 ▽</td></tr>
<tr><td>西区役所 ▽</td></tr>
<tr><td>水道局</td></tr>
</table>

【財政援助団体監査】

（事務監査 1団体）

担当課	実施期	対 象 団 体	所管局区等	監査実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	(一社)博多港振興協会	港湾空港局	令和2年10月から 同3年1月までの間	平成29年2月1日から 監査日まで	令和2年8月末日 ※ただし，職員配置等は 令和2年9月1日

【出資団体監査】

（事務監査 7団体）

担当課	実施期	対 象 団 体	所管局区等	監査実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	(公財)福岡市施設整備公社	財政局	令和2年10月から 同3年1月までの間	平成29年9月1日から 監査日まで	令和2年8月末日 ※ただし，職員配置等は 令和2年9月1日
		福岡地下街開発(株)	住宅都市局		平成28年10月1日から 監査日まで	
		サンセルコビル管理(株)	住宅都市局		〃	
		(公財)博多駅地区土地区画整理記念会館	住宅都市局		〃	
		(公財)福岡市水道サービス公社	水道局		平成29年10月1日から 監査日まで	
		(公財)ふくおか環境財団	環境局		平成30年1月1日から 監査日まで	
		博多港開発(株)	港湾空港局		平成29年10月1日から 監査日まで	

（工事監査 7団体）

担当課	実施期	対 象 団 体	所管局区等	監査実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
工事監査課	第1期	(公財)福岡市施設整備公社	財政局	令和2年8月から 同3年1月までの間	平成29年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年3月末日 ※ただし，職員配置等は 令和2年4月1日
		福岡地下街開発(株)	住宅都市局		平成28年4月1日から 令和2年3月31日まで	
		サンセルコビル管理(株)	住宅都市局		〃	
		(公財)博多駅地区土地区画整理記念会館	住宅都市局		〃	
		(公財)福岡市水道サービス公社	水道局		平成29年4月1日から 令和2年3月31日まで	
		(公財)ふくおか環境財団	環境局		平成29年8月1日から 令和2年6月30日まで	令和2年6月末日 ※ただし，職員配置等は 令和2年7月1日
		博多港開発(株)	港湾空港局		平成29年4月1日から 令和2年6月30日まで	

【公の施設の指定管理者監査】

（事務監査11団体）

担当課	実施期	対 象 団 体	公の施設	所管局区等	監査実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ	福岡市男女共同参画推進センター	市民局	令和2年10月から同3年1月までの間	平成30年4月1日から監査日まで	令和2年8月末日 ※ただし，職員配置等は令和2年9月1日
		(公財)福岡市スポーツ協会	福岡市民体育館	市民局		平成31年4月1日から監査日まで	
		シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループ	博多体育館外1施設	市民局		平成29年4月1日から監査日まで	
			博多市民プール外1施設	市民局		〃	
		総合システム管理(株)	城南体育館外1施設	市民局		〃	
		NTWスポーツ振興共同運営企業体	東市民プール外1施設	市民局		〃	
		西鉄ビルマネージメント(株)	城南市民プール外1施設	市民局		〃	
		(NPO)福岡市レクリエーション協会	福岡市立今宿野外活動センター	市民局		〃	
		(公財)ふくおか環境財団	福岡市西部リサイクルプラザ	環境局		平成29年4月1日から監査日まで	
		福岡市住宅供給公社	市営中浜町住宅外9施設	住宅都市局		平成30年4月1日から監査日まで	
			市営筥松4丁目住宅外139施設	住宅都市局		〃	
		(株)東急コミュニティー	市営地行住宅外6施設	住宅都市局		〃	
		日本管財・西鉄ビルマネージメント共同事業体	市営塩原住宅外16施設	住宅都市局		〃	

【例月出納検査】

担当課	検査実施予定時期
事務監査課	通年（毎月）

【決算審査等】

担当課	審　査　対　象	審査実施予定時期
事務 監査課	一般・特別会計 基金運用状況 公営企業会計 ・モーターボート競走事業 ・下水道事業 ・水道事業 ・工業用水道事業 ・高速鉄道事業 脇山財産区 健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率	令和2年6月から 同年8月までの間

〔参考：年間スケジュール〕

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査	事務監査							第1期					
										○総務企画局 ○財政局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○市長室 ○市民局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局 ○人事委員会事務局 ○監査事務局 ○議会事務局		
	工事監査					第1期							
								○総務企画局 ○財政局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○市民局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局					
財政援助団体監査								第1期					
										○(一社)博多港振興協会			
出資団体監査	事務監査							第1期					
										○（公財）福岡市施設整備公社 ○福岡地下街開発(株) ○サンセルコビル管理(株) ○(公財)博多駅地区土地区画整理記念会館 ○(公財)福岡市水道サービス公社 ○(公財)ふくおか環境財団 ○博多港開発(株)		
	工事監査					第1期							
								○（公財）福岡市施設整備公社 ○福岡地下街開発(株) ○サンセルコビル管理(株) ○(公財)博多駅地区土地区画整理記念会館 ○(公財)福岡市水道サービス公社 ○(公財)ふくおか環境財団 ○博多港開発(株)					
公の施設の指定管理者監査								第1期					
										○福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ﾎｰﾙｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ ○(公財)福岡市スポーツ協会 ○ｼﾝｺｰｽﾎﾟｰﾂ・西鉄ﾋﾞﾙﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄｸﾞﾙｰﾌﾟ ○総合システム管理(株) ○NTWスポーツ振興共同運営企業体 ○西鉄ビルマネージメント(株) ○(NPO)福岡市レクリエーション協会 ○(公財)ふくおか環境財団 ○福岡市住宅供給公社 ○(株)東急コミュニティー ○日本管財・西鉄ビルマネージメント共同事業体					
例月出納検査		（毎月）											
決算審査等													